

令和3年1月20日

事業主
事務担当者様

名古屋木材健康保険組合

「マイナンバー」の記載の徹底について

日頃は当健康保険組合の事業運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、かねてよりマイナンバーの提出は義務となっておりましたが徹底されておらず、令和3年3月から始まるオンライン資格確認において加入者がサービスを受けられない恐れがあるため、今後の取得届、被扶養者異動届（認定）に関してはマイナンバーの記載を徹底させていただきます。

令和3年2月1日の健保受付日より徹底いたします。

マイナンバーの記載がない取得届、被扶養者異動届は全て返戻または保留とさせていただきます。

マイナンバー記載欄のない旧様式の届出書の場合は備考欄にご記入ください。


取得時または認定時の一度のみのご記載で結構です。削除時や傷病手当金等、各種申請書のマイナンバーは省略可能です。

なお、日本年金機構は資格喪失時等もマイナンバーもしくは基礎年金番号の記載が必須ですのでご注意ください。

オンライン資格確認はマイナンバーカードを提示することで医療機関が受診でき、また、限度額適用認定証が不要となるなど多くのメリットがあります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※上記メリットはオンライン資格確認環境導入済の医療機関に限りますが、将来的にはすべての医療機関で対応可能となる予定です。

ご不明な点につきましては、当健保組合・業務課までお問い合わせください。

 052-321-7025